

## 放送法施行規則の一部を改正する省令の概要

### 【概要】

- 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用については、特定の年度に多額の費用が発生することから、経費負担の平準化を図ることができるよう、放送法施行規則（以下「規則」という。）附則第2項において、NHKの財務諸表について、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」を設けている。
  
- 「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」については、規則附則第2項において、
  - ① 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用のための引当金とされ、
  - ② 平成27年度から平成32年度までの設定とされている。今般、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催が令和3年に延期され、その放送に要する費用の発生も令和3年度となることから、①については「平成32年」を「令和3年」に、②については「平成32年度まで」を「令和3年度まで」に改正する。

### 【施行期日】

令和2年7月27日（月）